

4. 騒音・振動・悪臭

騒音、振動及び悪臭は感覚公害と言われており、その発生源は、工場、建設作業、自動車をはじめ、カラオケやエアコンなど、家庭生活から畜産農業まで、多種多様にわたっている。

本市は、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき、関係工場等の監視・指導、環境騒音調査並びに国道1号などの自動車騒音・道路交通振動調査等を実施した。



自動車交通の状況

音の大きさ	め	や	す
120 デシベル	飛行機のエンジンの近く		
110 デシベル	自動車の警笛（前方2m）、リベット打ち		
100 デシベル	電車が通るときのガードの下		
90 デシベル	騒々しい工場の中、犬の鳴き声（正面5m）、カラオケ（店内客席中央）		
80 デシベル	地下鉄の車内、ピアノ（正面1m）		
70 デシベル	ステレオ（正面1m、夜間）、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭		
60 デシベル	静かな乗用車、普通の会話		
50 デシベル	静かな事務所、クーラー（室外、始動時）		
40 デシベル	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼		
30 デシベル	郊外の深夜、ささやき声		
20 デシベル	木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音（前方1m）		

(1) 騒音・振動

ア. 環境騒音（一般地域）調査結果

調査日：平成28年4月5日～平成28年6月3日

調査地点：各地区・校区市民館（12地点）

調査結果：全地点、昼夜ともに環境基準を満たしていた。

単位：dB (LAeq)

地区・校区市民館名	用途地域	類型	昼間		夜間	
			28年度	27年度	28年度	27年度
豊岡地区市民館	第1種低層住居専用地域	A	50	51	41	42
東部地区市民館	第1種中高層住居専用地域		47	48	41	40
本郷地区市民館	第1種低層住居専用地域		46	46	39	36
牟呂地区市民館	第1種中高層住居専用地域		51	49	41	41
南部地区市民館	第1種中高層住居専用地域		51	51	41	42
基準値			55		45	
石巻地区市民館	市街化調整区域	B	48	47	43	45
高師台地区市民館	市街化調整区域		49	48	43	41
杉山地区市民館	市街化調整区域		48	47	42	44
大清水校区市民館	市街化調整区域		48	49	43	43
豊城地区市民館	第1種住居地域		50	48	42	37
向山校区市民館	第1種住居地域		46	46	38	40
基準値			55		45	
二川地区市民館	近隣商業地域	C	49	51	43	43
基準値			60		50	

イ. 自動車騒音調査結果（環境基準関係）

No.	道路名	測定地点	測定期間	騒音レベル (LAeq) (dB)		評価区間		
				昼間	夜間	起点	終点	区間延長 (km)
①	一般国道1号	三ノ輪町字本興寺	11/29~ 11/30	68	64	大岩町	三ノ輪町	3.5
②	一般国道1号	東新町		62	58	三ノ輪町	八町通	1.4
③	一般国道1号	下地町字瀬上		74	70	関屋町	下地町	0.8
④	一般国道259号	富本町字国隠		69	63	南栄町	北丘町	1.4
⑤	一般国道259号	中松山町		65	60	鍵田町	駅前大通	1.2
⑥	豊橋大知波線	多米西町		65	59	多米西町	多米町	4.1
⑦	東名高速道路	石巻西川町		56	55	石巻西川町	石巻西川町	0.3

No.	道路名	環境基準達成戸数 (戸)			調査区間内全戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)		
		昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
①	一般国道1号	539	539	539	539	100.0	100.0	100.0
②	一般国道1号	457	454	449	462	98.9	98.3	97.2
③	一般国道1号	122	122	122	129	94.6	94.6	94.6
④	一般国道259号	501	502	501	504	99.4	99.6	99.4
⑤	一般国道259号	420	420	420	420	100.0	100.0	100.0
⑥	豊橋大知波線	542	542	542	542	100.0	100.0	100.0
⑦	東名高速道路	2	2	2	2	100.0	100.0	100.0

注) 1: 騒音レベルの網掛け部分は、環境基準値を超過していることを示す。

(なお、全ての地点において幹線交通を担う道路に近接する空間における基準値(昼間70dB、夜間65dB)との比較である。)

2: 「環境基準達成戸数」及び「環境基準達成率」における「昼夜」の欄は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等に係る戸数及び率を指す。

3: 騒音調査結果、交通量、道路形状等を基に主要道路の31路線について面的評価を行った結果、評価対象の全戸数16,591戸のうち、16,253戸で昼夜の環境基準を達成し、環境基準達成率は98.0%であった。

ウ. 自動車騒音調査結果（要請限度関係）

No.	道路名	測定地点	測定期間	騒音レベル (LAeq) (dB)		用途地域	区域区分	要請限度 (dB)	
				昼間	夜間			昼間	夜間
a	一般国道1号	飯村町字茶屋	11/28~ 12/2	72	67	3	b	75	70
b	一般国道1号	下地町字瀬上		75	70	5	c	75	70
c	一般国道259号	富本町字国隠		69	64	3	b	75	70
d	一般国道23号バイパス	寺沢町字睦美		58	57	7	b	75	70

注) 1: 自動車騒音（要請限度）については、全ての地点において超過していない。

(なお、全ての地点において幹線交通を担う道路に近接する区域における限度(昼間75dB、夜間70dB)との比較である。)

2: 「用途地域」 1→第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域

2→第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

3→第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

4→近隣商業地域、商業地域 5→準工業地域、工業地域

6→工業専用地域 7→都市計画区域内で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）

3: 「区域区分」 a・・・第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域

b・・・第一種及び第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域

c・・・近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

エ. 道路交通振動調査結果（要請限度関係）

No.	道路名	測定地点	測定期間	振動レベル (L10) (dB)		用途地域	区域区分	要請限度 (dB)	
				昼間	夜間			昼間	夜間
a	一般国道1号	豊橋市飯村町字茶屋	11/29～ 11/30	34	29	3	1	65	60
b	一般国道1号	豊橋市下地町字瀬上		44	40	5	2	70	65
c	一般国道259号	豊橋市富本町字国隠		32	27	3	1	65	60
d	一般国道23号バイパス	豊橋市寺沢町睦美		29	28	7	2	70	65

注) 1：道路交通振動については、全ての地点において要請限度を超過していない。

- 2：「用途地域」
- 1→第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
 - 2→第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
 - 3→第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
 - 4→近隣商業地域、商業地域
 - 5→準工業地域、工業地域
 - 6→工業専用地域
 - 7→都市計画区域内で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）
- 3：「区域区分」
- 1・・・第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域、準住居地域
 - 2・・・市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

○用語の説明

1. 環境基準

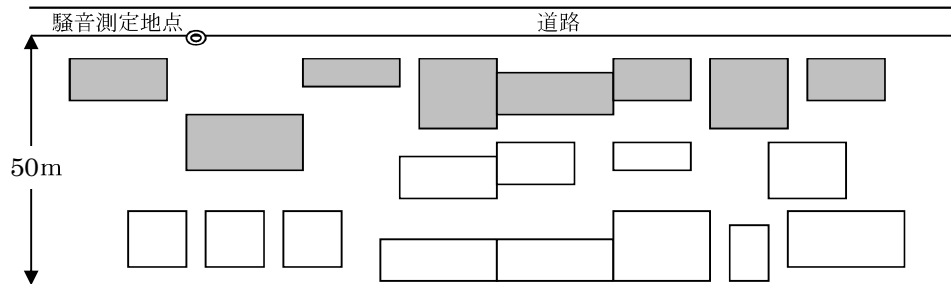
環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護に資する上で、維持されることが望ましい基準。

2. 点的評価

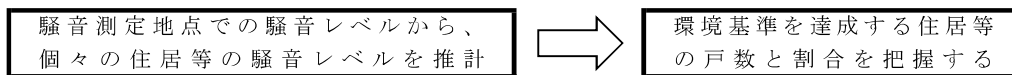
地域を代表する騒音測定地点で等価騒音レベルを測定し、基準値と比較する評価方法である。

3. 環境基準の面的評価

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル（LAeq）の測定を行い、その結果を用いて評価区間内にあるすべての住居等について、等価騒音レベルの推計を行うことにより、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法である。



※塗りつぶしは環境基準非達成、それ以外は環境基準達成の建物とする。



$$\text{環境基準達成率} = \text{環境基準達成戸数 (12戸)} \div \text{評価区間内全戸数 (20戸)} \times 100 = 60\%$$

4. 等価騒音レベル (LAeq)

変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として示したものである。

5. 要請限度

騒音規制法又は振動規制法の指定地域において、自動車騒音又は道路交通振動が一定の限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動防止のため道路の舗装、修繕等の措置をとるべきことを要請するものとしている。この限度のことを要請限度という。

オ. 新幹線鉄道

①新幹線鉄道騒音・振動調査結果

本市は、新幹線の騒音に係る環境基準及び振動に係る指針値の達成状況を把握するため調査を行った。

調査期間：騒音 平成28年5月23日～25日、振動 平成28年5月24日

調査地点：豊橋市花中町93-60（5月23日：騒音）

豊橋市小池町95（5月23日：騒音）

豊橋市山田三番町29-11（5月24日：騒音、振動）

豊橋市二川町字南裏120（5月25日：騒音）

調査位置：騒音：近接軌道中心から25m及び50m離れた地点

振動：近接軌道中心から12.5m及び25m離れた地点

調査結果：新幹線鉄道騒音に関しては小池町の25m地点、山田三番町の25m地点において環境基準を超過していたが、他の地点では基準内であった。

新幹線鉄道振動については、全ての地点において指針値を満たしていた。

新幹線鉄道騒音調査結果

測定場所	用途地域（類型）	東京起 点距離 (km)	測定地 点側の 軌道	列車 平均 速度 (km/h)	測定結果（dB）				環境 基準
					28年度		27年度		
					25m	50m	25m	50m	
花中町93-60	準工業地域（Ⅱ）	273.5	上り	232	68	65	71	68	75
小池町95	第一種住居地域（Ⅰ）	272.4	下り	232	74	65	75	66	70
山田三番町29-11	第一種住居地域（Ⅰ）	271.4	下り	241	72	68	75	73	70
二川町字南裏120	工業地域（Ⅱ）	266.2	下り	240	73	69	73	70	75

■：不適合

新幹線鉄道振動調査結果

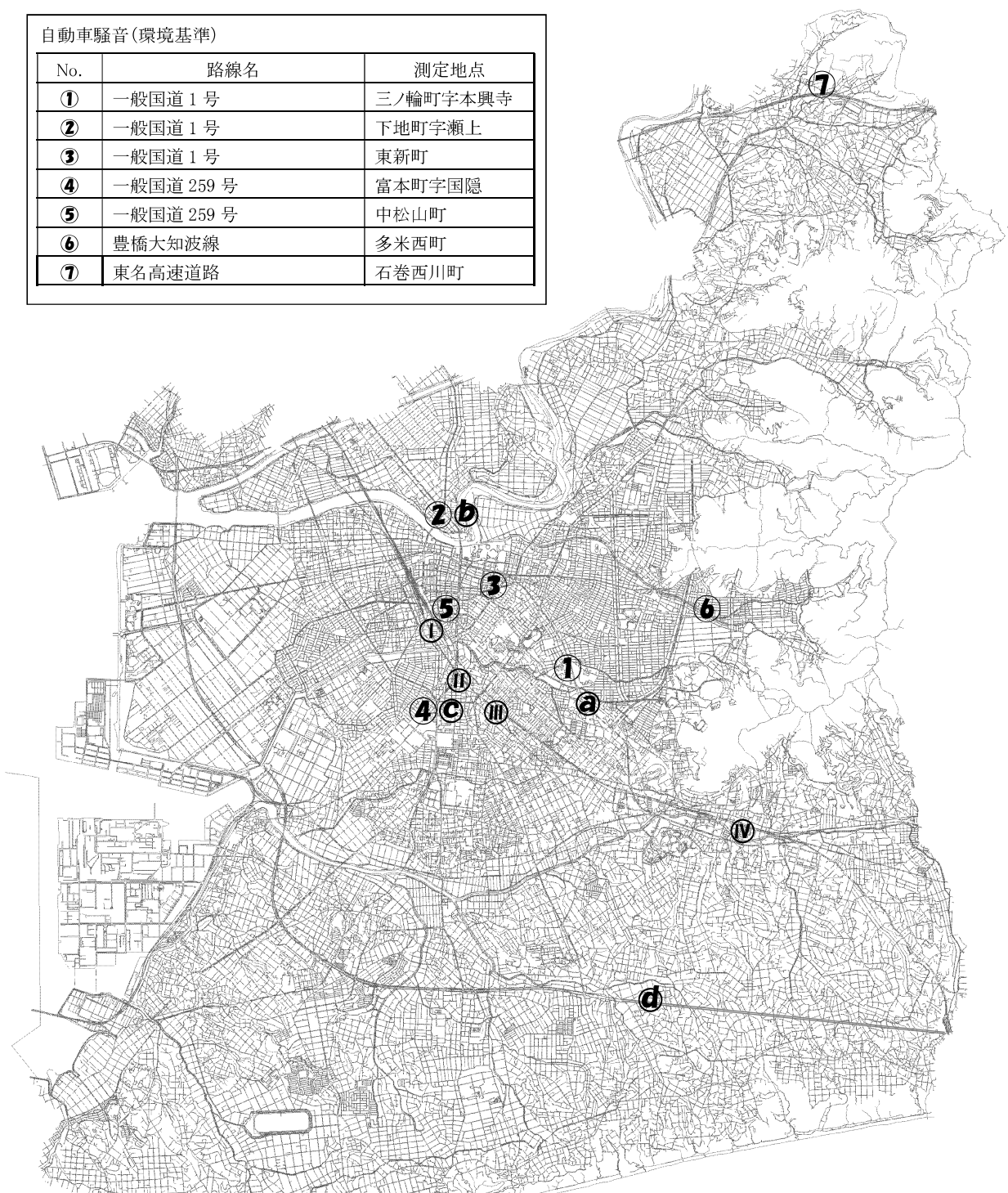
測定場所	用途地域（類型）	東京起 点距離 (km)	測定地 点側の 軌道	列車 平均 速度 (km/h)	測定結果（dB）				指針値
					28年度		27年度		
					12.5m	25m	12.5m	25m	
山田三番町29-11	第一種住居地域（Ⅰ）	271.4	下り	216	62	55	60	55	70

②新幹線鉄道騒音・振動苦情発生状況（平成28年度）

苦情件数：0件

環境騒音(道路に面する地域)、自動車騒音・道路交通振動、新幹線鉄道騒音・振動調査地点

自動車騒音(環境基準)		
No.	路線名	測定地点
①	一般国道1号	三ノ輪町字本興寺
②	一般国道1号	下地町字瀬上
③	一般国道1号	東新町
④	一般国道259号	富本町字国隠
⑤	一般国道259号	中松山町
⑥	豊橋大知波線	多米西町
⑦	東名高速道路	石巻西川町



自動車騒音・道路交通振動調査(要請限度)		
No.	路線名	測定地点
㊸	一般国道1号	飯村町字茶屋
㊹	一般国道1号	下地町字瀬上
㊺	一般国道259号	富本町字国隠
㊻	一般国道23号バイパス	寺沢町字睦美

新幹線鉄道騒音・振動	
No.	路線名
①	花中町
②	小池町
③	山田三番町
④	二川町字南裏

カ. 工場・事業場等の届出の審査

平成28年度の届出件数は、騒音規制法に基づくもの45件、振動規制法に基づくもの32件、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音発生施設に係るもの90件、同条例の振動発生施設に係るもの103件の合計270件であった。また、特定建設作業に係る届出件数は3,385件であった。

届出に際し内容の審査を行い、騒音・振動の未然防止を図った。

キ. 工場・事業場等立入調査

騒音・振動規制法の遵守状況を把握するため延べ60件の立入調査を実施し、必要な指導を行った。

ク. 深夜営業騒音等に伴う立入調査

16件の立入調査を実施し、規制基準の適合状況の把握等を行った。

ケ. 届出状況

①工場・事業場

区 分	設 置	使 用	変 更			承 継	廃 止	計
			構 造 等	数 等	氏 名 等			
騒 音 規 制 法	7	0	0	8	26	2	2	45
振 動 規 制 法	6	0	0	9	14	2	1	32
県民の生活環境の 保全等に関する条例	騒 音	23	0	1	10	3	18	90
	振 動	23	0	1	13	45	3	18
計	59	0	2	40	120	10	39	270

②特定建設作業

作業の種類	届出の種類	騒音規制法	振動規制法	県民の生活環境の 保全等に関する条例	
				騒 音	振 動
くい打機等を使用する作業		49	62	3	5
びょう打機を使用する作業		0		0	
さく岩機を使用する作業		181	167	4	4
空気圧縮機を使用する作業		73		2	
コンクリートプラント等を設けて行う作業		1		0	
バックホウを使用する作業		218			
トラクターショベルを使用する作業		3			
ブルドーザーを使用する作業		35			
舗装版破碎機を使用する作業			2		0
建築物等を破壊する作業			0	32	0
コンクリートミキサー等を使用する作業				482	
コンクリートカッターを使用する作業				301	
ブルドーザー等を使用する作業				1,086	
ロードローラー等を使用する作業				675	
合 計		560	231	2,585	9

③騒音発生施設

施設の種類		届出の種類	
		騒音規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例
		28年度末施設数	28年度末施設数
1	金属加工機械	997	754
2	空気圧縮機等	2,300	3,738
3	土石用破砕機等	148	101
4	織機	140	12
5	建設用資材製造機	21	1
6	穀物用製粉機	3	16
7	木材加工機械	658	166
8	抄紙機	2	0
9	印刷機械	269	10
10	合成樹脂用射出成形機	840	284
11	鋳造機	31	0
12	ディーゼルエンジン等		169
13	送風機・排風機		2,204
14	走行クレーン		236
15	洗びん機		0
16	真空ポンプ		38
施設合計		5,409	7,729
工場等合計		979	933

④振動発生施設

施設の種類		届出の種類	
		振動規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例
		28年度末施設数	28年度末施設数
1	金属加工機械	1,207	501
2	圧縮機等	930	4,666
3	土石用破砕機等	121	101
4	織機	94	0
5	コンクリートブロックマシン	24	1
6	木材加工機械	30	7
7	印刷機械	112	9
8	ゴム練用ロール機等	13	19
9	合成樹脂用射出成形機	854	284
10	鋳造機	29	0
11	穀物用製粉機		16
12	ディーゼルエンジン等		247
13	送風機・排風機		3,342
施設合計		3,414	9,193
工場等合計		577	1,084

(2) 悪臭

ア. 立入調査結果

平成28年度は、31件の苦情があり、必要な改善指導を行った。うち8事業場への測定立入調査を実施した。

イ. 悪臭関係工場等届出状況

県民の生活環境の保全等に関する条例により、悪臭を発生する工場等は、毎年度悪臭物質の排出状況について届出することになっている。

業 種 区 分	28年度分届出件数
1-イ 豚房施設(豚房面積 50㎡未満を除く)	32
1-ロ 牛房施設(牛房面積 200㎡未満を除く)	38
1-ハ 鶏を3,000羽以上飼育するもの	11
1-ニ 鶉を20,000羽以上飼育するもの	5
2 飼料又は有機質肥料の製造業	8
7 ゴム製品製造業	1
13 し尿処理場	3
14 ごみ処理場	1
15 終末処理場	7
計	106

5. 土壌

(1) 土壌汚染対策法

土壌汚染の状況を把握するため、汚染のおそれのある土地として、使用が廃止された水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査を行うよう定めている(法第3条第1項)。調査の結果、汚染が判明した場合は、区域指定され、健康被害が生じないよう汚染の除去等の措置を行うことになる。

ア. 平成 28 年度の報告、申請、届出状況について

手続きの名称	条項番号	件数	備考
土壌汚染状況調査結果報告書	法第 3 条第 1 項	1	義務の課せられた土地所有者等からの土壌汚染状況調査報告
法第 3 条第 1 項ただし書の確認申請書	法第 3 条第 1 項ただし書き	2	調査義務の一時的免除申請
土地利用状況報告書	豊橋市法施行細則第 4 条	17	法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた者からの状況報告
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	法第 4 条第 1 項	19	3,000 m ² 以上の土地の形質の変更の届出
土地利用方法変更届出書	法第 3 条第 5 項	1	法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた者が土地利用方法の変更をしようとするときの届出
形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	法第 12 条第 1、2、3 項	1	形質変更時要届出区域において土地の形質の変更をしようとするときの届出

イ. 土壌汚染対策法に基づく区域指定の状況(平成 28 年度末)

区 分	要措置区域	形質変更時要届出区域
これまでに指定した土地の区分数	0(0)	3(0)
これまでに解除した土地の区分数	0(0)	2(0)
指定されている土地の区分数	0	0

(注) ()内の数字は平成28年度に指定または解除した区域数

(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例(土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制等)

土壌・地下水汚染の未然防止の観点から、点検・調査義務、汚染が判明した場合の拡散防止に関する措置や土地の形質変更時の義務等について規定している。

ア. 平成 28 年度の報告、申請、届出状況について

手続きの名称	条項番号	件数	備考
土壌汚染等調査結果報告書	第 39 条第 2、3、4 項 第 39 条の 2 第 2 項	2	調査の結果、1 件汚染あり
過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書	第 39 条の 2 第 1 項	19	3,000 m ² 以上の土地の形質の変更について、土地の利用履歴の調査結果を報告
土壌又は地下水の汚染の状況等の届出書	第 45 条第 1 項	1	応急措置報告
地下水の水質の測定に係る報告書	第 40 条第 3 項に準じ報告	19	地下水及び放流水の報告
措置完了報告書	第 40 条第 3 項	0	汚染の除去措置の完了報告

6. 地下水(地盤沈下)

(1)地下水(地盤沈下)の概要

地下水は、古くから自然のかん養と平衡して自噴する場所が多く存在し、生活用水の主要水源として利用されてきたが、生活環境の改善が進み上水道への依存率が高くなるとともに生活用水としての使用率が低くなった。それとは逆に地下水は揚水技術の進歩と安定した水質や産業用水源として廉価な経費で得られることなどから盛んに利用されるようになった。また、道路面の舗装や河川護岸のコンクリート化なども原因となって、需要と自然かん養という供給の均衡を崩し、地盤沈下や地下水位の低下を招いた経緯がある。

本市は、地下水の揚水規制地域に該当していないが、県民の生活環境の保全等に関する条例により、対象者は揚水量を報告しなければならない地域となっている。また、地下水の過剰揚水は、地下水位の低下や塩水化ひいては地盤沈下の原因となるため、本市では調査を継続している。



地盤沈下・地下水位調査

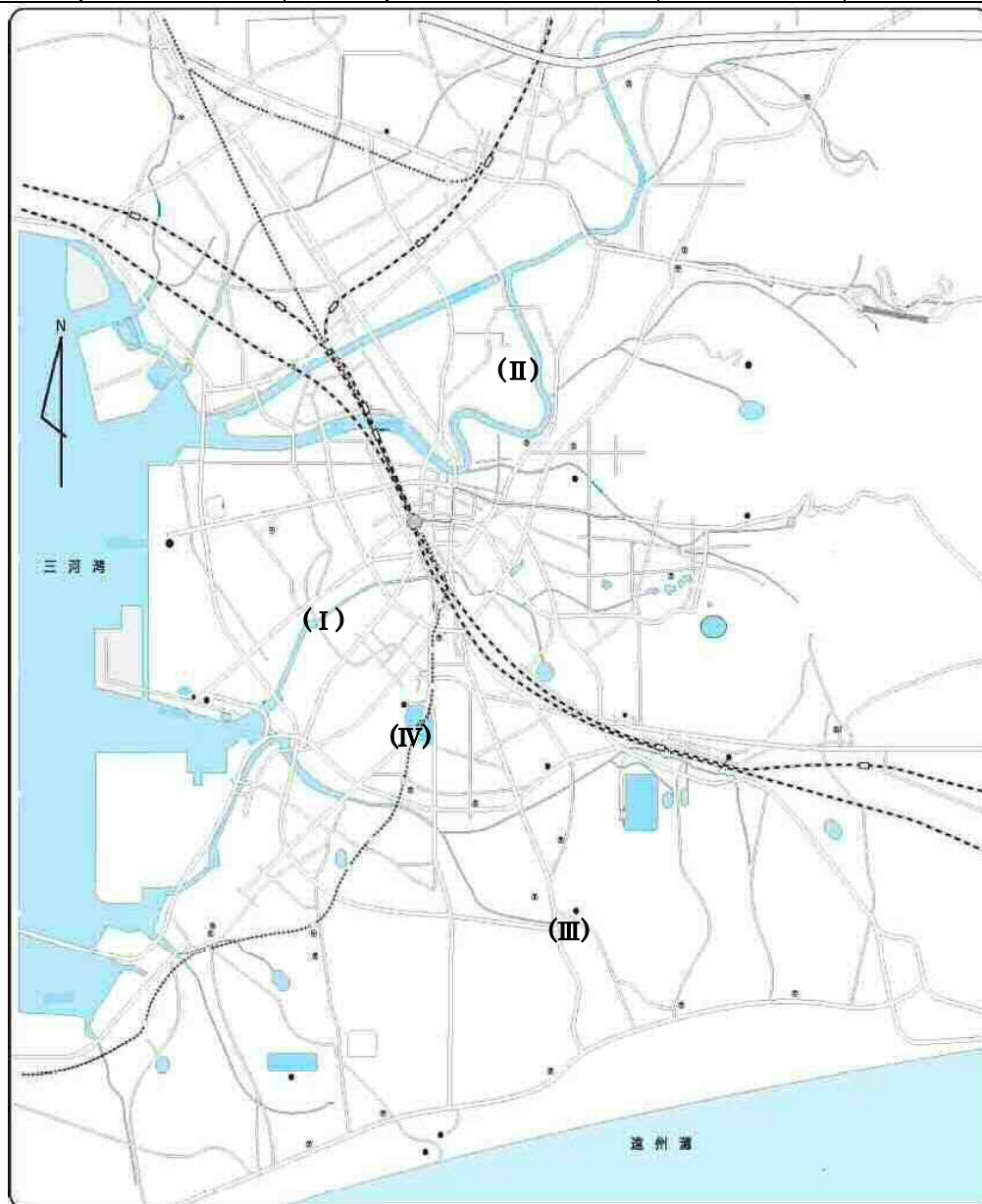
(2)県民の生活環境の保全等に関する条例

ア. 平成 28 年度の地下水に関する報告状況

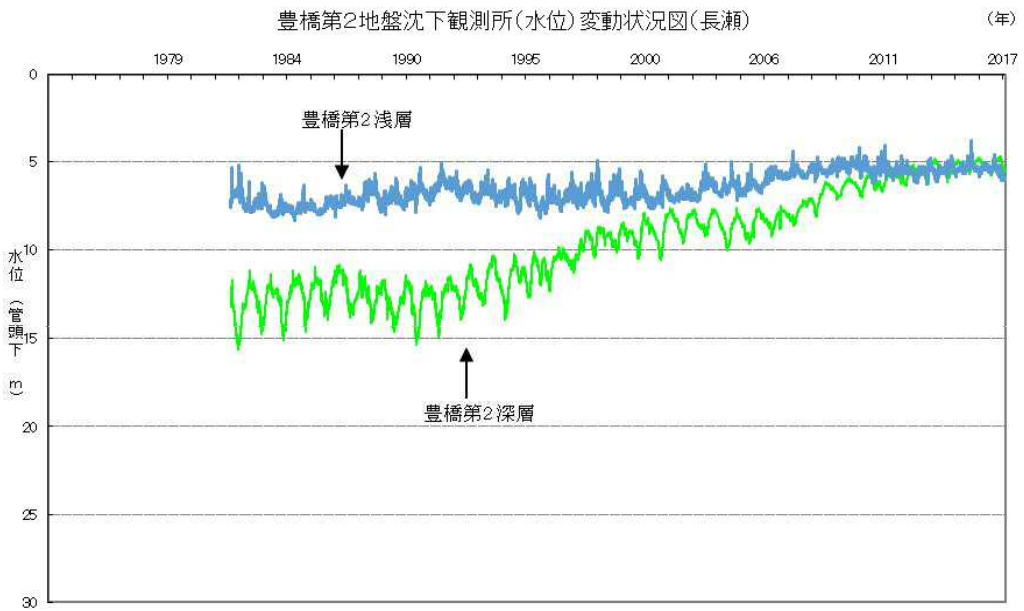
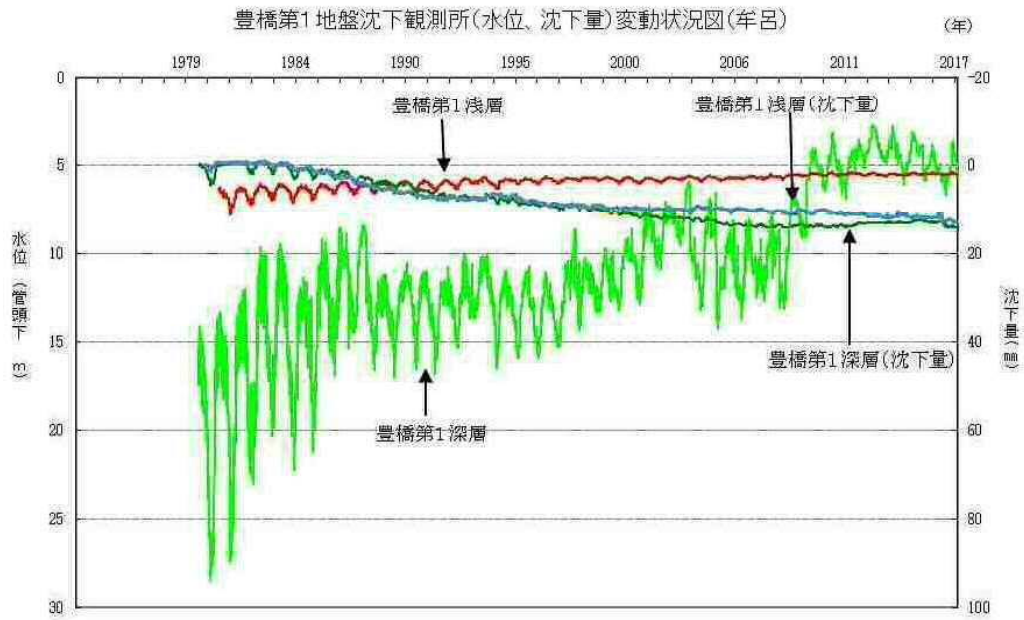
報告の種類	件数
水量測定器設置報告書	5
揚水設備変更報告書	4
揚水設備廃止報告書	1
揚水設備名称等変更報告書	13
揚水設備承継報告書	1
地下水揚水量報告書	122

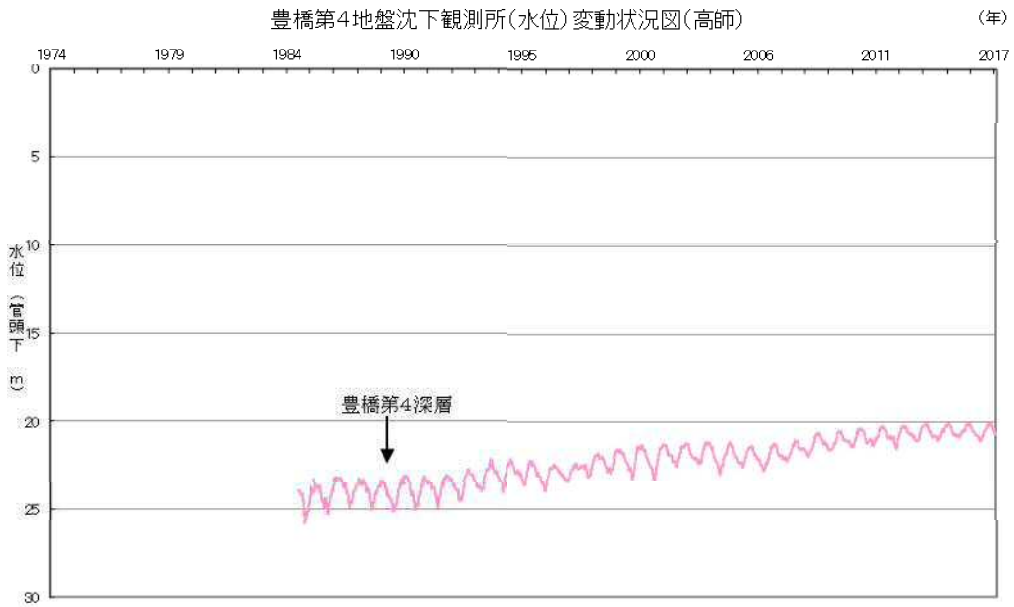
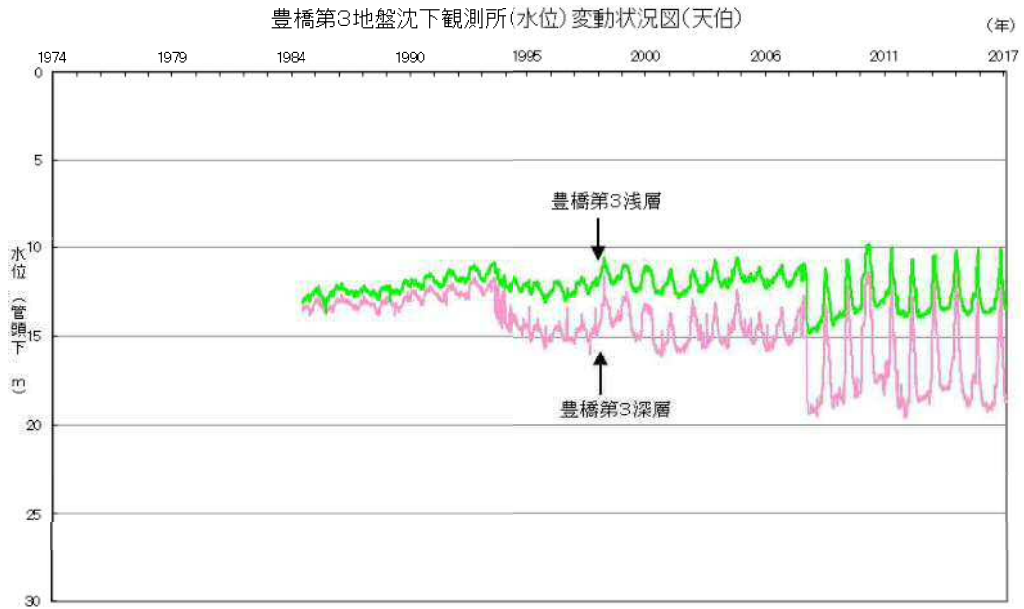
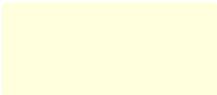
(3) 地盤沈下観測所・地下水観測井位置図

井戸番号	名称	井戸深 (m)	ストレーナ位置 (m)	測定開始年度	測定開始時の水位 (m)
I	豊橋第1地盤沈下観測所(牟呂)	47	38~43	昭和55年度	5.39
		86	80~83.5		17.46
II	豊橋第2地盤沈下観測所(長瀬)	63	48~56	昭和56年度	7.37
		150	85~107		13.2
III	豊橋第3地盤沈下観測所(天伯)	70	59~64	昭和59年度	13.1
		90	83~88		13.55
IV	豊橋第4地盤沈下観測所(高師)	200	132~144、148~155	昭和60年度	23.93



(4) 地盤沈下観測所地下水位等変動状況図





7 ダイオキシン類

(1)ダイオキシン類環境調査結果

大気、水質、底質及び土壌について15地点で調査を行った結果、すべての地点で環境基準を達成した。

平成28年度 ダイオキシン類環境調査結果

区分		調査地点		調査結果 (年間平均値)	環境基準 及び単位
大気 環境	豊橋市役所			0.013	0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (年間平均値)
	大崎校区市民館			0.018	
	原町公民館			0.020	
水環境 (公共用水域)	水質	河川	梅田川(御厩橋)	0.37	1pg-TEQ/L 以下 (年間平均値)
			豊川(渡津橋)	0.18	
			豊川放水路(前芝大橋)	0.58	
		海域	A-3(神野ふ頭)	0.097	
	底質	河川	梅田川(御厩橋)	0.27	150pg-TEQ/g 以下
			豊川(渡津橋)	0.36	
			豊川放水路(前芝大橋)	5.3	
		海域	A-3(神野ふ頭)	13	
水環境(地下水)		佐藤五丁目	0.019	1pg-TEQ/L 以下 (年間平均値)	
		日色野町	0.023		
土壌環境		牛川通三丁目(南郷公園)	3.7	1000pg-TEQ/g以下 *調査指標 250pg-TEQ/g	
		飯村北四丁目(寺前公園)	0.032		

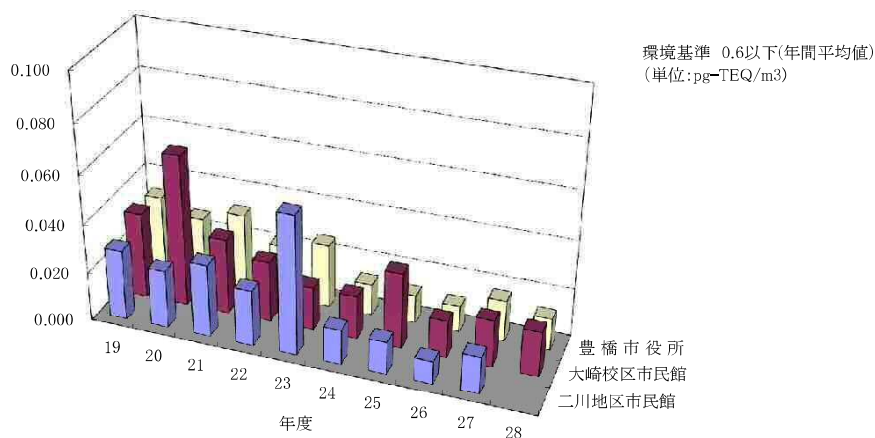
平成 28 年度 ダイオキシン類環境調査 地点図

凡 例		
大 気	■1	豊橋市役所
	■2	大崎校区市民館
	■3	原町公民館
水 質 及 び 底 質	◎1	梅田川(御厩橋)
	◎2	豊川(渡津橋)
	◎3	豊川放水路(前芝大橋)
	◎4	海域 渥美湾(A-3)
地下水	●1	佐藤五丁目
	●2	日色野町
土 壤	①	牛川通三丁目 南郷公園
	②	飯村北四丁目 寺前公園



(2) ダイオキシン類環境調査 経年結果

ア. 大気環境



a. 継続調査地点

(年度)

調査年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
調査地点										
豊橋市役所	0.033	0.027	0.032	0.022	0.026	0.013	0.012	0.011	0.017	0.013
大崎校区市民館	0.035	0.062	0.031	0.025	0.018	0.018	0.031	0.015	0.019	0.018
二川地区市民館	0.029	0.024	0.030	0.023	0.057	0.014	0.013	0.009	0.015	

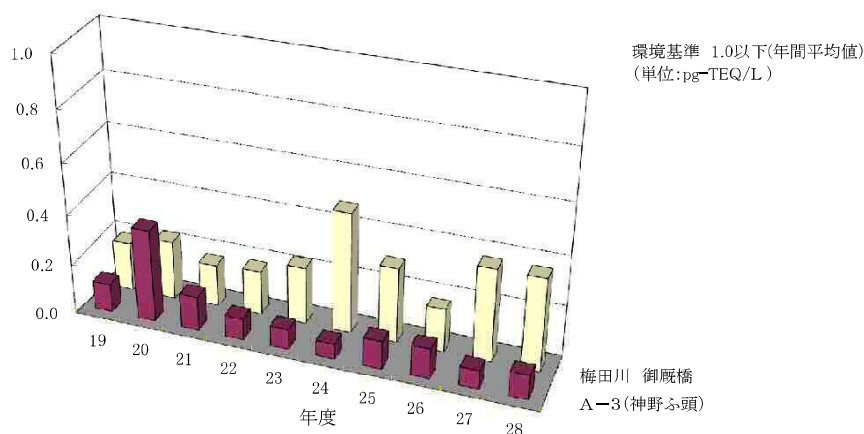
b. 単年度調査地点

調査年度	23	24	25	26	27	28
調査地点						
原町公民館	0.035	0.026	0.032	0.017	0.031	0.020

イ. 水環境

① 公共用水域：水質

a. 継続調査地点



(年度)

区分	調査年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
河川	梅田川 御厩橋	0.19	0.23	0.17	0.18	0.23	0.48	0.30	0.17	0.37	0.37
海域	A-3 (神野ふ頭)	0.12	0.37	0.14	0.08	0.079	0.060	0.110	0.12	0.076	0.097

b. 単年度調査地点 (単位:pg-TEQ/L)

区 分	調 査 地 点	調 査 結 果	年 度
河 川	新橋川 梅田川合流点手前	0.30	24年度
	藤並川 梅田川合流点手前	0.15	
	間川 六盃橋	0.84	25年度
	神田川 神田川橋	0.12	
	浜田川 佐久良橋	0.18	26年度
	佐奈川 浜田橋	0.19	
	梅田川 植田橋	0.38	27年度
	柳生川 上富田橋	0.12	
	豊川 渡津橋	0.18	28年度
	豊川放水路 前芝大橋	0.58	

②公共用水域：底質

a. 継続調査地点 (単位:pg-TEQ/g)

水 域	調 査 地 点	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
河 川	梅田川 御厩橋	1.1	0.70	0.57	0.26	0.19	0.42	0.39	0.38	4.0	0.27
海 域	A-3 神野ふ頭	16	12	16	16	12	3.8	11	13	13	13

b. 単年度調査地点 (単位:pg-TEQ/g)

区 分	調 査 地 点	調 査 結 果	年 度
底 質	新橋川 梅田川合流点手前	0.92	24年度
	藤並川 梅田川合流点手前	0.44	
	間川 六盃橋	0.42	25年度
	神田川 神田川橋	0.54	
	浜田川 佐久良橋	0.47	26年度
	佐奈川 浜田橋	0.58	
	梅田川 植田橋	2.3	27年度
	柳生川 上富田橋	1.5	
	豊川 渡津橋	0.36	28年度
	豊川放水路 前芝大橋	5.3	

③地下水(単年度調査) (単位:pg-TEQ/L)

区 分	調 査 地 点	調 査 結 果	年 度
地 下 水	湊町	0.015	24年度
	下地町	0.042	
	大岩町	0.016	
	前芝町	0.019	25年度
	牟呂町	0.062	
	前芝町	0.062	26年度
	仁連木町	0.021	
	前芝町	0.023	27年度
	佐藤五丁目	0.019	
	日色野町	0.023	28年度

ウ. 土壤環境(単年度調査) (単位:pg-TEQ/g)

調 査 地 点	調 査 結 果	年 度
湊町 湊町公園	0.026	24年度
東小鷹野三丁目 中沢公園	0.32	
羽根井本町 羽根井公園	0.092	
東田町 桜ヶ丘公園	3.4	25年度
魚町 神明公園	0.16	
中岩田三丁目 岩鼻公園	3.8	26年度
内張町 寺東公園	1.2	
東幸町 東幸公園	0.0015	27年度
牛川通三丁目 南郷公園	3.7	
飯村北四丁目 寺前公園	0.032	28年度

(3)事業者測定結果

①排出ガスの測定結果

大気基準適用施設の設置状況は、下表のとおりである。平成29年3月31日時点で、21施設から届出があり、報告義務のある稼働中の16施設すべてから測定報告があり、いずれも排出基準に適合していた。

大気基準適用施設の設置状況

施設名	稼働中施設	休止中施設 (建設中施設を含む)	計
製鋼用電気炉	1	0	1
アルミニウム合金製造用施設	3	2	5
廃棄物焼却炉	12	3	15
計	16	5	21

②排出水の測定結果

水質基準対象施設を設置する事業場の設置状況は下表のとおりである。平成29年3月31日時点で、3事業場から届出され、排出基準の適用を受ける2事業場から報告があり、いずれも排出基準に適合していた。

水質基準適用事業場の設置状況

特定施設の種類の種類	水質基準対象施設からの 排水がある事業場	水質基準対象施設からの 排水がない事業場	計
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	1	1	2
下水道終末処理施設	1	0	1
計	2	1	3

(注)特定施設の種類の種類について、異なる施設を複数設置している事業場にあつては、主たる施設を記載した。

③ばいじん及び燃え殻の測定結果

市内の測定対象となる廃棄物焼却炉は、平成29年3月31日時点で、12施設が稼働中であり、報告義務のある稼働中の施設すべてから報告があり、すべての施設が埋立処分等の基準に適合していた。

(4) 届出状況

大気基準適用施設

特定施設		28年度末設置基数	事業所数
廃棄物焼却炉	4t/h以上	3	—
	2t/h以上～4t/h未満	6	—
	200kg/h以上～2t/h未満	3	—
	100kg/h以上～200kg未満	3	—
	100kg/h未満	0	—
	計	15	10
製鋼用電気炉		1	1
アルミニウム合金製造施設	溶解炉	5	2
特定施設数総計		21	13

水質基準適用施設

特定施設		28年度末設置基数	事業所数
廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設・ 湿式集じん施設・ 灰の貯留施設	4t/h以上	3	—
	2t/h以上～4t/h未満	1	—
	200kg/h以上～2t/h未満	0	—
	100kg/h以上～200kg未満	0	—
	100kg/h未満	0	—
	計	4	2
下水道終末処理施設		1	1
特定施設設置工場等からの排出水の処理施設		0	0
特定施設数総計		5	3

(5) 行政立入検査結果

大気基準が適用される5施設の排気ガスについて行政検査を行ったところ、排出基準に適合していた。
また、ばいじんの基準が適用される4施設について行政検査を行ったところ、処理基準に適合していた。

8. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR法)に基づく届出の集計結果

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)は、平成11年度に公布され、業種・従業員数等一定の条件を満たす事業者が、定められた化学物質(第一種指定化学物質:462物質)を一定量以上取扱った場合、翌年度にその排出量及び移動量を届出する制度である。

平成28年度には、平成27年4月～28年3月までの排出量及び移動量について、23業種128事業所から届出があった。

届出排出量は、約1,524tで、大気への排出が1,515t、公共用水域への排出が9tであった。土壌への排出や埋立処分の届出はなかった。

届出移動量は、約1,008tで、大部分が事業所外への移動であった。

排出・移動量の合計は、約2,533tで、上位5物質は、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、鉛化合物、マンガン及びその化合物の順で全体の約88%を占めていた。